

令達した訓令一覧

令和 8 年

令達 番号	訓令名
19	杉並区役所におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正

杉並区訓令第 19 号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区役所におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成 11 年杉並区訓令
甲第 22 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 26 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 9 条第 2 項中「14 人」を「13 人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 総務部長 |
| 2 | 総務部人事課長 |
| 3 | 総務部職員厚生担当課長 |
| 4 | 総務部人材育成担当課長 |
| 5 | 区民生活部男女共同参画担当課長 |
| 6 | 教育委員会事務局教育総務課長 |
| 7 | 総務部人事課人事係長 |
| 8 | 職員団体が推薦する職員（6 人以内） |

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。